

5 月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.com

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第52号を発行させていただきます。

GW中お天気のいい日が多かったので、お出かけになられたのではないのでしょうか。そういう私は、どこに出かけても人が多くて移動が大変なので、今年は事務所に溜まった書類の整理とこの事務所便りの作成をして、あとはサイクリングなどで遠出するのは控えておりました。

今月は、JR福知山線の生瀬駅から武田尾駅間の廃線跡をハイキングした際に撮影した写真と猪名川沿いをサイクリングした際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、JR福知山線の廃線跡の様子です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**平成29年度税制改正について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その2**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 平成29年度税制改正について その2

平成29年度税制改正法案「所得税法等の一部を改正する等の法律」が3月27日に可決・成立し、原則4月1日より施行されることになりました。そこで今月から数回にわたって税制改正の内容のうち重要と思われるものをピックアップしてお伝えさせていただきます。

所得拡大促進税制の見直し

大企業と中小企業で所得拡大促進税制に違いがありますが、中小企業の分のみをご紹介します。

	改正前	改正後
中	<p>【要件】</p> <p>①給与等支給総額：H24年度から一定割合以上増加</p> <p>②給与等支給総額：前事業年度以上</p> <p>③平均給与等支給額：前事業年度を上回る</p> <p>*上記①の増加割合はH24年度に対して</p>	<p>【要件】</p> <p>①～③の要件については変更なし</p>
小	<p>H25・26年度 2%増加</p> <p>H27～29年度 3%増加</p>	<p>【税額控除】</p> <p>・給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除</p> <p>+</p>
企	<p>【税額控除】</p> <p>・給与等支給総額の24年度からの増加額の10%</p>	<p>・平均給与等支給総額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ</p>

中小企業については、改正前の制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援が大幅に拡充されています（前年度からの増加分について22%）。

*前ページの表の「改正後」の赤色で記載している箇所になります。

給与の支払を増やしている企業については、この制度の要件に合致すれば、税額を控除していただけるので、利用されることをお勧めいたします。



(写真は、JR 福知山線の廃線跡の様子です)

中小企業投資促進税制等の拡充等

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します（適用期限は2年間）。

*H29年4月1日からH31年3月31日までの間に取得等をする設備について適用します。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。

中小企業経営強化税制

中小企業経営強化法の認定計画に基づく設備投資を対象とする。

生産性向上設備	・旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備（例：省エネ効率）
収益力強化設備	・投資収益率が5%以上の投資計画に係る設備

下記の2つのうちから選択適用

- ・取得価額までの特別償却（即時償却）
- ・取得価額の7%までの税額控除（特定中小企業等は取得価額の10%までの税額控除）

中小企業投資促進税制

中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度

*税額控除の上限額

中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制を合わせ、法人税額の20%とする。

*資本金3000万円以下の法人に適用

【参考文献】

- ・財務省発行のリーフレット 「平成29年度税制改正」



(写真は、JR 福知山線の廃線跡の様子です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

相続税関連

日経新聞に「国の「相続」10年で2.5倍 遺産の国庫納付年400億円 未婚率上昇、受け手減る」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・亡くなった人の遺産を国が「相続」するケースが増えている。
- ・遺産が国庫納付される金額は年間400億円とこの10年で2.5倍に拡大。
- ・親族や身の回りの世話をした人などの相続する人がいない、もしくは、相続放棄したようなケースでは公的に選任した「相続財産管理人」が遺産を整理し、最終的に国庫に引き継ぐ。
- ・国庫納付以外にも、引き取り手のいない未相続資産がある。銀行などの金融機関で10年以上放置された「休眠預金」だ。16年末に休眠預金活用法が成立したことで10年間手つかずの預金は19年から、NPO法人など公益活動を担う団体に助成したり融資したりして活用できるようになる。

などと書かれておりました。

*引越しなどで利用しなくなった金融機関に預けていた預金をそのままに置いて休眠預金に該当する預金はございませんでしょうか。該当する預金ございましたら、解約などの手続きをすることをお勧めいたします。



(写真は、猪名川沿いに飾っていた鯉のぼりです)

相続税関連

日経新聞に「遺産争いの法定相続分預金 最高裁払い戻し認めず」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・遺産相続を巡って親族間の争いがある場合に、法定相続分の預金を払い戻せるかどうか争われた訴訟の上告審判決で、預金の払い戻しを認めない判断を示した。
- ・これまでの判例では預貯金が「遺産分割」の対象外だったため、相続人全員の合意がなくても自身の相続分を払い戻すことが認められていた。
- ・昨年12月の大法廷決定は過去の判例を変更。預貯金が「遺産分割」の対象になると判断。預貯金だけを自動的に法定相続分を応じて分けることはできないとした。

*遺産相続を巡る判決の流れがわかりました。これからは預貯金も「遺産分割」で相続人同意がないと金融機関からの引出ができなくなりました。



(写真は、猪名川沿いから伊丹空港で飛行機の離陸の様子です)

4 習慣をちょっと変えてみる その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、ストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介します。

脱いだ靴を揃える

参考文献には

・禅には「脚下照顧（きゃっかしょうこ）」という言葉があります。その意味は、自分の足元をよく見なさいということ。自分の足元が見えていない人は、自分自身が見えていない、ひいては、人生の行く先も見えていないということです。大げさに思われるかもしれませんが、こうした小さなことが実は、生き方に大きく影響しています。

・家に帰ったら、玄関で脱いだ靴をきちんと揃える。食事に行つて座敷に上がる時にも、靴をすつと揃える。たったこれだけのこと。三秒もあれば十分です。

・こうした習慣を身に着けることで、不思議と生活すべてがきりっとしたものになる。生き方が美しくなる。人間とはそういうものなのです。

・まずは自分の足元に目を向けてください。靴を揃えるのは、次に踏み出す一歩のためでもあるのです。

などと書かれています。

参考文献を読んでおみると、日常ですぐに実践できる内容が紹介されております。ストレスが溜まってくるとこの書籍を手にして読み返しております。

今回取り上げた「脱いだ靴を揃える」は、ほんの一瞬で出来ることなのですが、自分のこれまでの人生を振り返ってみると心に余裕がない時は脱ぎっぱなしにしてしまっていたことが多かったように思います。

心に余裕がない時ほど、「脱いだ靴を揃える」ことだけではなく、自分の身の回りを綺麗に整えるようにすることで、心に余裕が生まれてくるということですね。

ちょうどこのGW中、事務所に書類が溜まってしまっていて事務所が乱雑なスペースになっておりましたので、出かける予定がない時に自分の机の周りをすっきりさせたところ。GW明けは、法人の3月決算の決算業務で忙しくなる時期なので、余裕を持って仕事出来るように無意識に行動していたのかもしれません。

今回も紙面のスペースの関係で、一つしかご紹介できませんでしたが、また次回に別の内容をご紹介させていただきます。

【参考文献】

・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明（ますのしゅんみょう） 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

5 編集後記

JR 福知山線の廃線跡（JR 生瀬駅～JR 武田尾駅間）は以前に一度ハイキングしていたのですが、昨年 11 月に一般開放されたこともあり、再度ハイキングをしに行つてきました。

今回は、私が所属している近畿税理士会の西淀川支部の税理士の先生方とのハイキングでした。



一般開放されたこともあり鉄橋は、柵が綺麗にされており歩きやすくなっておりました。ただトンネル内は、明かりが無く真っ暗なので、ライトを持参しないと足元が暗くて歩きづらいです。武田尾駅をゴールにすれば、武田尾温泉で日帰り温泉に浸かって疲れをとることもできます。アップダウンはありませんので、一度歩いてみられてはいかがでしょうか。

今月も最後までお読みいただきありがとうございます。